

令和5年 第9回 ふじみ野市農業委員会総会議事録

招集日時	令和5年9月25日	開会場所	ふじみ野市役所本庁舎3階 A301会議室
------	-----------	------	-------------------------

開会の日時	開 会	令和5年9月25日	午後1時30分	議長
及び宣告者	閉 会	令和5年9月25日	午後1時56分	議長

議 長	粕谷 雄一
-----	-------

No.	氏 名	出欠	No.	氏 名	出欠
1	久保田 清	出	10	鈴木 智之	出
2	柳川 嗣於	出	11	浅海 伊佐男	出
3	横山 一明	出	12	岡部 昭	出
4	嶋田 利行	出	13	谷田 峰男	出
5	原田 一	出	14	粕谷 雄一	出
6	近藤 広巳	出	15	有山 茂幸(最)	出
7	岸 勇	出	16	宮寺 康夫(最)	出
8	神木 茂	出	17	新井 正一(最)	出
9	塩野 和義	出			

出席者数	農業委員	定数	14名	出席者	14名
	農地利用最適化推進委員	定数	3名	出席者	3名

議事参与(説明者)	書 記
葛籠貫 智 洋	
島 村 雄 大	
有 山 俊 夫	
菅 井 健 吾	

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和5年9月25日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和5年9月25日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎3階A301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に2番・4番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第20号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p>
日程第4	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第4	議長	<p>報告案件ですので、報告第20号について終了します。</p> <p>日程第4、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件、1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
日程第4	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	全委員	<p>なし。</p>
日程第5	議長	<p>報告案件ですので、報告第21号について終了します。</p> <p>日程第5、報告第22号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に関する件、8件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p>
	事務局	<p>報告書朗読。</p>
日程第5	議長	<p>質疑を求めます。</p>
	1番委員	<p>3番の案件だが、地目は畑で現況は道路ということでよいか。</p>

日程第 6	事務局	そのとおりです。
	議長	報告案件ですので、報告第 2 2 号について終了します。
	議長	日程第 6、議案第 2 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、2 件を議題とします。
		1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。
	事務局	議案書朗読、説明。
		申請者の法人は、昭和 2 7 年に創業した塗装関連機器を取り扱う会社です。近年では業績も上がってきており、新規事業への展開もあり現在の敷地では資材置場としての敷地が足りない状況です。新規事業に係る工場設置については、既存の敷地内に設置し、工場設置期間としては令和 5 年 1 1 月から令和 6 年 5 月までとなっております。申請地には、許可後から令和 6 年 5 月までも既存の工場での成果品を置くなど資材置場として使用する予定です。
		農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。
	議長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	15 番委員	9 月 1 5 日に 1 3 番委員と事務局の 3 人で現地調査を行いました。多少草はあるが、耕運した形跡があります。農地として適正に管理されており問題ないと思います。
	議長	地元委員は何かありますか。
3 番委員	昨日現地確認しました。雑草がありましたが、農地として適正に管理されており、特に問題は無いと思います。	
議長	質疑はありますか。	
全委員	なし。	
議長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。	

全委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
議長	<p>2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書朗読、説明。</p> <p>受人は、現在市内の賃貸住宅に家族で暮らしておりますが、家財の増加などにより手狭になりました。戸建てのマイホームを計画し市街化区域を含め近隣を探しましたが見つかりませんでした。申請地は父から相続した土地です。相続した他の土地は既に開発済みで、建築地としては使用できません。姉からの持分を譲り受け申請することとしました。</p>
議長 15番委員	<p>農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>9月15日に13番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。現地は栗、柿、いちじくの木がありましたが、住宅地に隣接しており、問題ないと思います。</p>
議長 1番委員	<p>地元委員は何かありますか。</p> <p>昨日現地確認しました。雑草がありましたが、農地として適正に管理されており、特に問題は無いと思います。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
全委員	<p>なし。</p>
議長	<p>質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。</p>
全委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>

<p>日程第 7</p>	<p>議 長 議 長 事 務 局 議 長 13 番委員 議 長</p>	<p>議案第 2 4 号について終了します。</p> <p>日程第 7、議案第 2 5 号 農業振興地域整備計画の変更について、1 件を議題とします。</p> <p>この案件につきまして、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>この案件は、農業振興地域内農用地区域内農地の除外申請となります。</p> <p>事業計画者は、昭和 4 4 年から創業している総合土木業の会社です。近年では業績も上がってきており、現在の敷地では重機及び車両、資材等の置場が足りない状況です。</p> <p>その為、増設を検討しており、市内の市街化区域、市街化調整区域及び農振地域内農用地区域外農地を含め探したところ適地が見付からず、今回の申請地の土地所有者に相談した結果、合意することができました。</p> <p>申請地は会社に隣接しているため利便性を含め最適地であると考えているとのことです。</p> <p>農地の区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。</p> <p>今後、農業振興地域内農用地区域内農地からの除外の手続きが完了すると農地転用許可申請がされる予定です。この案件は、農業振興地域内農用地区域内農地の除外申請となります。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>9 月 1 5 日に 1 5 番委員と事務局の 3 人で現地調査を行いました。隣地にすでに事務所が建っている状況です。まわりの環境から近隣の農地に特に影響は無いと思います。</p> <p>地元委員は何かありますか。</p>
--------------	---	---

	<p>5 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>事務所と隣接している土地であり、他の農地とも道路で隔たれているので、転用もやむを得ないのではないかと思います。問題無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、この案件について妥当し、意見なしとしてよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、この案件は意見なしとすることに決定します。</p> <p>議案第 2 5 号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和 5 年第 9 回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後 1 時 5 6 分)</p>
--	---	---